

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和4年7月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20220711	日の出運輸企業株式会社 (法人番号 4410001002181) 代表者嶋田誠	秋田県秋田市寺内 字神屋敷295番地43	青森営業所	青森県青森市浪岡大字 徳才子字山本168番地 1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和3年9月30日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第3項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	1	1
20220726	株式会社丸祐運送 (法人番号 9420001009519) 代表者田沢祐司	青森県弘前市大字 高田3丁目6番地11	盛岡営業所	岩手県盛岡市黒川23 地割65番地2	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号及び法第17条第4項	令和4年1月5日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、7件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(7)初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	8	8
20220727	有限会社 石村興産 (法人番号 8420002005542) 代表者石村明男	青森県青森市浪岡 福田1丁目13番地3	本社営業所	青森県青森市浪岡 福田1丁目13番地3	輸送施設の使用停止(140日車)	法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号及び法第17条第4項	令和3年11月30日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者及び高齢運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(安全規則第13条及び道路運送車両法第48条)	14	14

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。